

令和 4 年度

白島埼灯台施設改良改修工事
仕 様 書

第八管区海上保安本部

1.6

注 意 事 項

- (a) 工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。
- (b) 工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合は、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議してその対応を決定する。
- (c) 工事作業中は、既設灯台及び機器類並びに灯火に影響を及ぼさないよう十分注意して作業を行う。
万一、何らかの障害等を与えた場合は速やかに監督職員に連絡するとともに適切な処置を行う。

2.1

適 用 範 囲

- (a) 本仕様書、関係法令等に適合するように施工し、該当事項の無いものには適用しない。
- (b) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は、請負金額の範囲内で実施する。

2.2

設 計 図 書

設計図書とは、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む)をいう。

2.3

監 督 職 員

監督職員とは、「第八管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

2.4

疑 義 に 対 す る 協 議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議する。

2.5

現場の納まり等の 関係による協議

現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。

2.6

官公署その他へ の 手 続 き

工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出、手続き等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。

2.7

工事現場の安全 衛 生 管 理

- (a) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。
ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。

2.8

災害及び公害の 防 止

- (b) 工事現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所等の点検を行うなど、事故の防止に努める。
- (c) 作業船等が輻輳している区域を航行する場合は、見張りを強化する等して事故防止に努めなければならない。

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 細心の注意をもってしても、災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象、海象の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

2.9

臨 機 の 処 理

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

2.10

養 生

既存部分、施工済み部分、未使用材料等で、汚染又は損傷のおそれがあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。

2.11

後 片 付 け

工事完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。

2.12

実 施 工 程 表

工事着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

2.13

施 工 計 画 書

工事着工に先立ち、工種別に、材料、工法、品質管理等を具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

ただし、施工計画書作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

2.14

施工図、現寸図、 見 本 等

施工図、現寸図、見本等は、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。

ただし、作成の必要性が少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

2. 15

専門工事業者への指示

2. 12、2. 13及び2. 14により作成した図書等は、関係する専門工業者に周知徹底する。

2. 16

材 料

- (a) 材料は新品とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は2. 18により使用承諾を受けたものとする。
- (b) 設計図書に「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書の添付されたものとする。
- (c) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。

2. 17

材料搬入の報告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に報告する。

ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

2. 18

材 料 の 検 査

- (a) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。
ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- (b) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

2. 19

材料の検査に伴う試験等

- (a) 試験は、下記の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合。
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (b) 供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。
- (c) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行い、その場所の決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。
- (d) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

2. 20

施 工

施工は、設計図書並びに2. 12、2. 13及び2. 14による監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図及び現寸図等に従って行う。

2. 21

施 工 の 検 査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。

ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。

2.22

施工の立会い

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

監督職員の立会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

2.23

施工の検査に伴う試験等

- (a) 試験は、下記の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合。
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (b) 供試体の作製及び試験所等は、2.19による。

2.24

他工事との出合い

他の請負者によって施工される工事との出合いとなる場合、監督職員の指示に従い、関係請負者間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

2.25

工事報告

工事の進捗、材料の搬入・搬出、船舶・機械の運転日、作業別人員数、気象状況等を記載した報告書を毎週作成し、監督職員に提出する。

2.26

工事写真

- (a) 工事着工前から工事完成までに撮影した写真は、施工順にアルバムに整理する。

特に、工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することができない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケールポール又は箱尺等を同時に撮影する。
- (b) 工事写真の仕様は、次による。

ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。

 - (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。
 - (2) 色彩は、カラーとする。
 - (3) 有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。
 - (4) 大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
 - (5) ファイル形式は、JPEGとする。
- (c) 工事写真の提出部数及び形式は次による。
 - (1) 工事写真は原則として、原本及びアルバムを工事完成時に各1部提出する。
 - (2) 原本は、電子媒体（撮影時のJPEG）とする。
 - (3) アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。

2.27

完 成 写 真

- (a) 完成写真は、正面・側面等2～3方向から撮影する。
- (b) 写真の仕様は、2.26(b)による。

2.28

竣 工 検 査

現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成された場合以外は、検査職員の指示に従い、請負者の負担において適切な措置を講じなければならない。

2.29

官 給 品 等

- (a) 本工事において官給品がある場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。
 - (1) 官給品の引き渡しを受けるにあたり、事前にその旨を関係する管理者へ連絡する。
 - (2) 官給品の引き渡しを受ける際には現場に立ち会い、「官給品受領書」を監督職員に2部提出する。
 - (3) 官給品の保管場所、保管方法及び使用状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
 - (4) 官給品の使用が終了した際には、「官給品精算書」を監督職員に2部提出して確認を受け、引き渡しを行う。
- (b) 本工事において撤去品が発生した場合は、現場代理人又は主任技術者は下記の措置を行う。
 - (1) 撤去品の保管場所、保管方法及び保管状況について指示を受けた場合には、必要な措置を講ずる。
 - (2) 監督職員の指示する場所に運搬し、「撤去品発生通知書」を監督職員に2部提出する。

2.30

発 生 材 の 処 置

- (a) 原則として全て構外に搬出し、関係法令等に従い、請負者の責任において適切に処分する。
- (b) 発生材の処分に伴い、適正に処分されたことを証明する産業廃棄物管理票等を監督職員に提出する。
- (c) 発生材のうち、売り払い可能な鋼材等のスクラップは、監督職員と協議のうえ、指示された整理・保管方法を取り、調書を添えて監督職員に引き渡す。

2.31

非 常 の 処 置

本工事施工中、当庁の業務に支障をきたしてはならない。
工事施工のため、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は、必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工する。
なお、管理者への連絡は密に行う。

2.32

異 常 現 象 へ の 対 応

請負者は、施工途中における安全確保のため、異常現象等に対して、下記に示すことなどの必要な措置を講じなければならない。

2.33

事 故 災 害 報 告

- (a) 天災等に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- (b) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に避難させなければならない。
- (c) 異常箇所の点検及び原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、安全に十分注意して行わなければならない。

請負者は、工事の施工中に事故災害が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。

2.34

工 事 を 施 工 し な い 日 等

請負者は、次のとおり工事を施工しない日や時間帯を定め、作業員等の休日等の確保を適正に行う。

- (a) 工事を施工しない日は、原則、土曜日及び日曜日とする。
ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
- (b) 工事を施工しない時間帯は、原則、平日の午後6時から翌日の午前6時までとする。
ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。

3章 工事仕様（特記仕様書）

本仕様書に記載されていない事項や詳細については、下記仕様書等による。

仕 様 書 名	監 修 等
公共建築工事標準仕様書 (建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編)	国土交通省大臣官房官庁営繕部
土木工事共通仕様書	国土交通省大臣官房技術調査課
建築工事標準仕様書 (J A S S)	日本建築学会
港湾工事共通仕様書	国土交通省港湾局

全ての設計図書は、相互に補完する。

【建築工事の部】

1節 仮設工事

3.1.1

留 意 事 項

白島埼灯台は、大山隠岐国立公園の第2種特別地域に位置していることから、公園内での行為は、監督職員の指示に従う。

3.1.2

工 事 用 電 力

構内既存施設は、利用できない。

3.1.3

工 事 用 水

構内既存施設は、利用できない。

3.1.4

現 場 事 務 所

設けない。

3.1.5

足 場 そ の 他

- (a) 足場、栈橋、仮囲い等は、関係法令に従い適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
- (b) 外部足場は単管本足場を標準とし、灯火を遮らないよう検討のうえ仮設計画図を作成し、事前に提出して監督職員の承諾を受ける。
- (c) 足場を設ける場合には「『手すり先行工法に関するガイドライン』について(厚生労働省 H21.04 策定)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により行い、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時全ての作業床について、手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

3.1.6 発生材の処分

発生材については、関係法令等に従い適正に処理する。

2節 撤去工事

3.2.1 コンクリートの撤去

図面に示す、頂部踊場の既設コンクリートを撤去する。

図面に指示する範囲のコンクリート及びモルタルの撤去を行うものとし、予めコンクリートカッタ等により撤去する範囲を明示しておく。

撤去により発生したコンクリート屑及びモルタル屑は、丁寧に清掃して収集し、関係法令等に従って適切に処理する。

3.2.2 既設アンカーボルトの存置

図面に示す、頂部踊場の既設アンカーボルトは再利用するため、撤去した周囲のコンクリート及びモルタル等を丁寧に取り除き、露出させておく。

3.2.3 踊場手摺の撤去

図面に示す、頂部踊場の既設ステンレス手摺を撤去する。

撤去は、原則として図面に指示する範囲の撤去を行うものとし、撤去跡は、無収縮モルタル等により踊場天端が平坦になるよう補修しておく。

3.2.4 避雷針柱の撤去

図面に示す、頂部踊場の既設避雷針柱と支線を撤去する。

撤去は、頂部踊場床天端面から上部を撤去するものとし、撤去跡は、無収縮モルタル等により踊場天端が平坦になるよう補修しておく。

また既設避雷導線は再使用するものとし、適切な箇所で切断したうえ養生しておく。

3節 防水工事

3.3.1 既設塗膜防水の除去

図面に示す、頂部踊場及び中段踊場の既設塗膜防水層を除去する。

3.3.2 塗膜防水の塗布

- (a) 頂部踊場床面及び中段踊場床面に適用する。
- (b) 塗膜防水の種別及び仕上りは、下記を標準とする。

種 別	仕 上 げ
ウレタン系塗膜防水(X-2)	防滑仕上げ

- (c) 使用する材料は、カタログ等を監督職員に提出して承諾を受ける。

3.3.3 既設シーリング の 除 去

図面に示す、簡易灯ろう周囲の既設シーリングを除去する。
除去にあたっては、現状の雑物を丁寧に取り除き、周囲をよく清掃しておく。

3.3.4 シ ー リ ン グ

(a) シーリングの種類・寸法及び施工箇所は、下記を標準とする。

施 工 箇 所	材 質	サイズ(深さ×幅)
建具・金物周囲	変性シリコン系(MS-2)	10mm×10mm

(b) 使用する材料は、カタログ等を監督職員に提出して承諾を受ける。

(c) シーリング材の目地寸法は、幅・深さとも10mm以上とする。

4節 金物工事

3.4.1 留 意 事 項

(a) 金物製作にあたり、特に既設灯塔に取り付ける金物は、事前に現地調査を行って寸法の確認を行う。

その結果、図面の変更が生じる場合は直ちに監督職員に報告する。

(b) 製作した金物は、工場にて仮組立を行い、不具合がないことを確認した後、監督職員の工場検査を受けるものとする。

また出荷にあたっては、原則として指定された納入場所にて納入する品目及び運搬時の損傷の有無について確認するものとし、監督職員の納入検査を受けるものとする。

3.4.2 頂 部 踊 場 手 摺 の 取 付

図面に示す、頂部踊場手摺（ステンレス製）を図面に基づいて製作し、図示する場所に堅固に取り付ける。

3.4.3 メ ン テ ナ ンス デ ッ キ の 取 付

図面に示す、メンテナンスデッキ（ステンレス製）及び付帯する金物を図面に基づいて製作し、図示する場所に堅固に取り付ける。

（付帯する金物）

- ・メンテナンスデッキ手摺（ステンレス製）
- ・メンテナンスデッキ支柱（ステンレス製）
- ・避雷針柱（ステンレス製）

3.4.4 避 雷 接 地

新設する避雷針柱（ステンレス製）と、既設避雷導線を、図面に示す銅導線用端子を介して、電氣的に正しく接続する。

接続後は、接地抵抗値を計測し、監督職員に結果を報告する。

3.4.5

空中線架台及び カメラ架台取付

図面に示す、レーダー空中線架台及びカメラ架台（ステンレス製）を図面に基づいて製作し、図示する場所に堅固に取り付ける。

3.4.6

あと施工アンカー

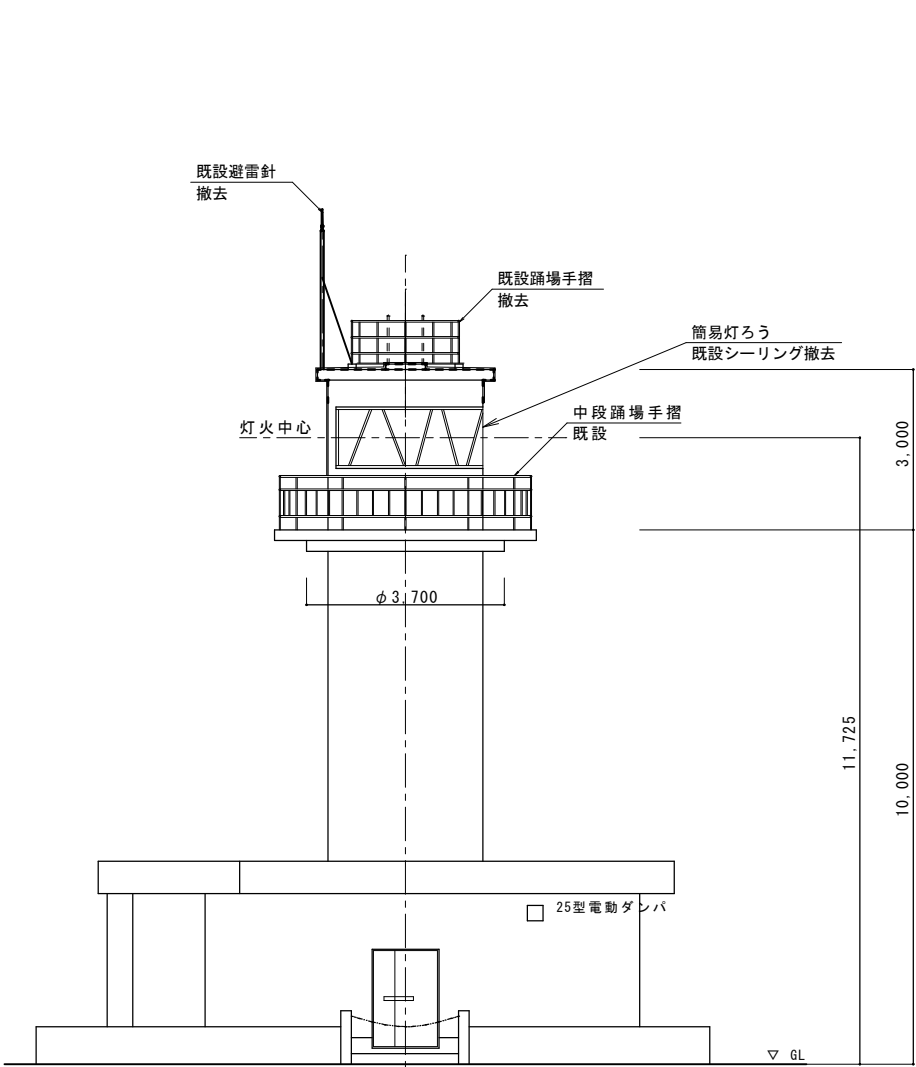
- (a) 金物取り付けの際、埋め込みに使用するあと施工アンカーは、社団法人日本あと施工アンカー協会の推奨する接着系あと施工アンカーを使用するものとし、予めカタログ等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
- (b) アンカーボルトは、ステンレス（SUS304）製全ネジボルトとし、先端を45°カットしておく。
- (c) 無収縮モルタルによりベース成形を行う箇所には、レベル調整のため、ベース下（グラウト内）にコンタルナット（CN）を取り付けておく。

3.4.7

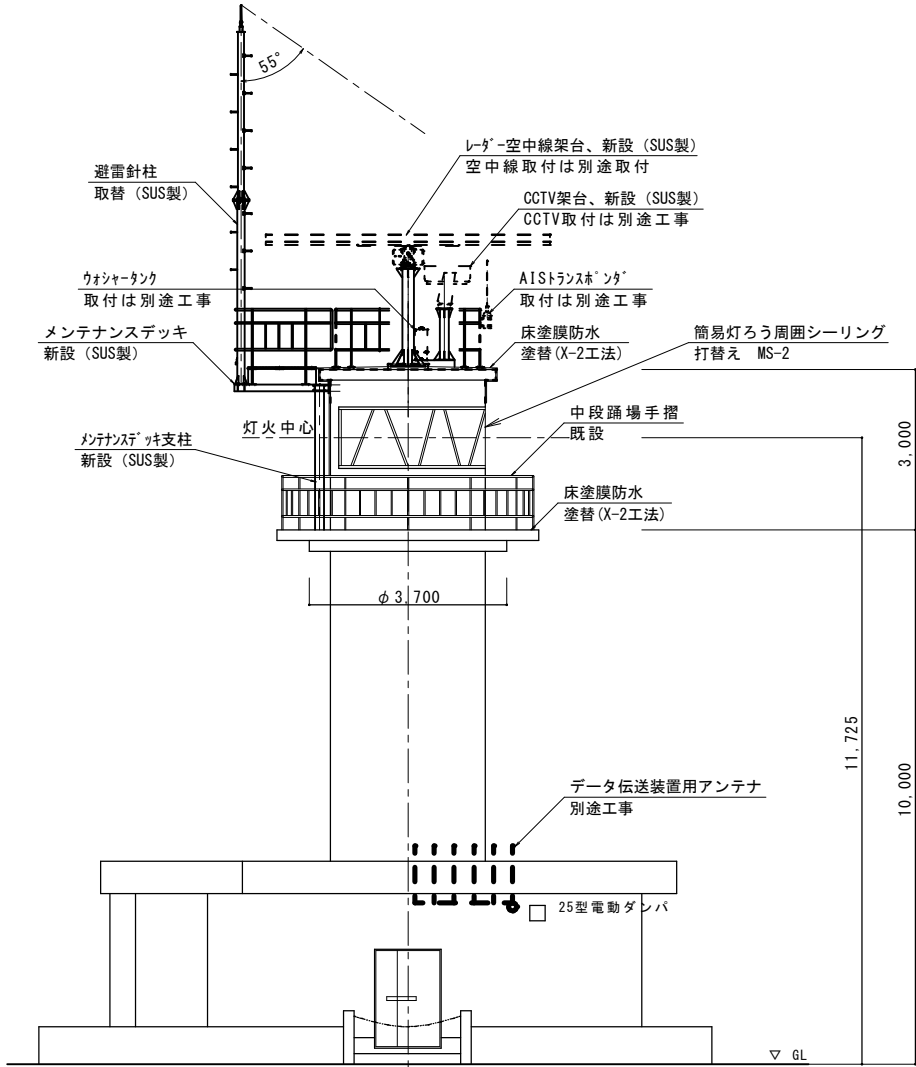
無収縮モルタル の 施 工

図面に示す、ベース成形に用いる無収縮モルタルは、予めカタログ等を監督職員に提出して承諾を受けて使用する。

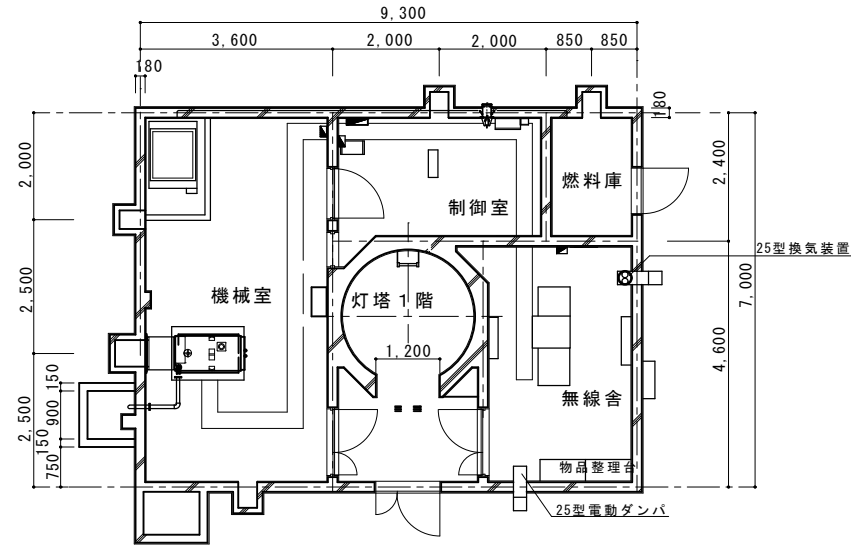
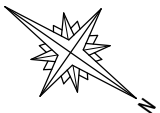
ベース成形にあつては、製造所の仕様に従い、図面に基づいて製作するものとする。



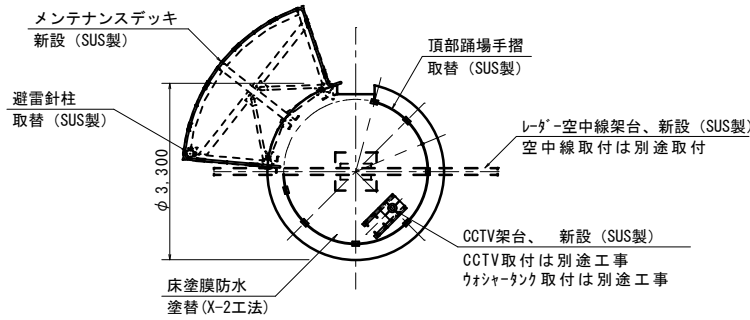
灯塔立面図 S:1/100
(改修前)



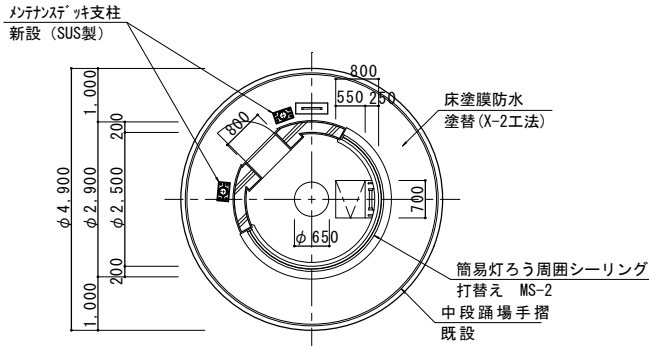
灯塔立面図 S:1/100
(改修後)



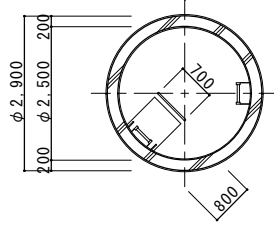
1階平面図 S:1/100



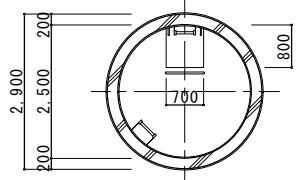
頂部踊場平面図 S:1/100



灯室平面図 S:1/100

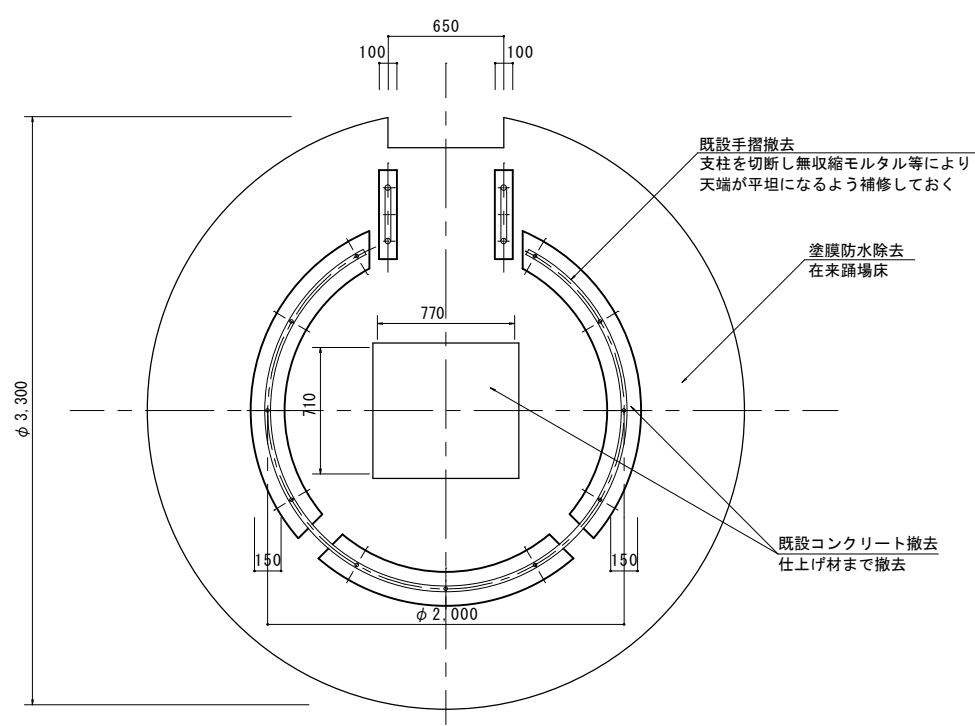


3階平面図 S:1/100

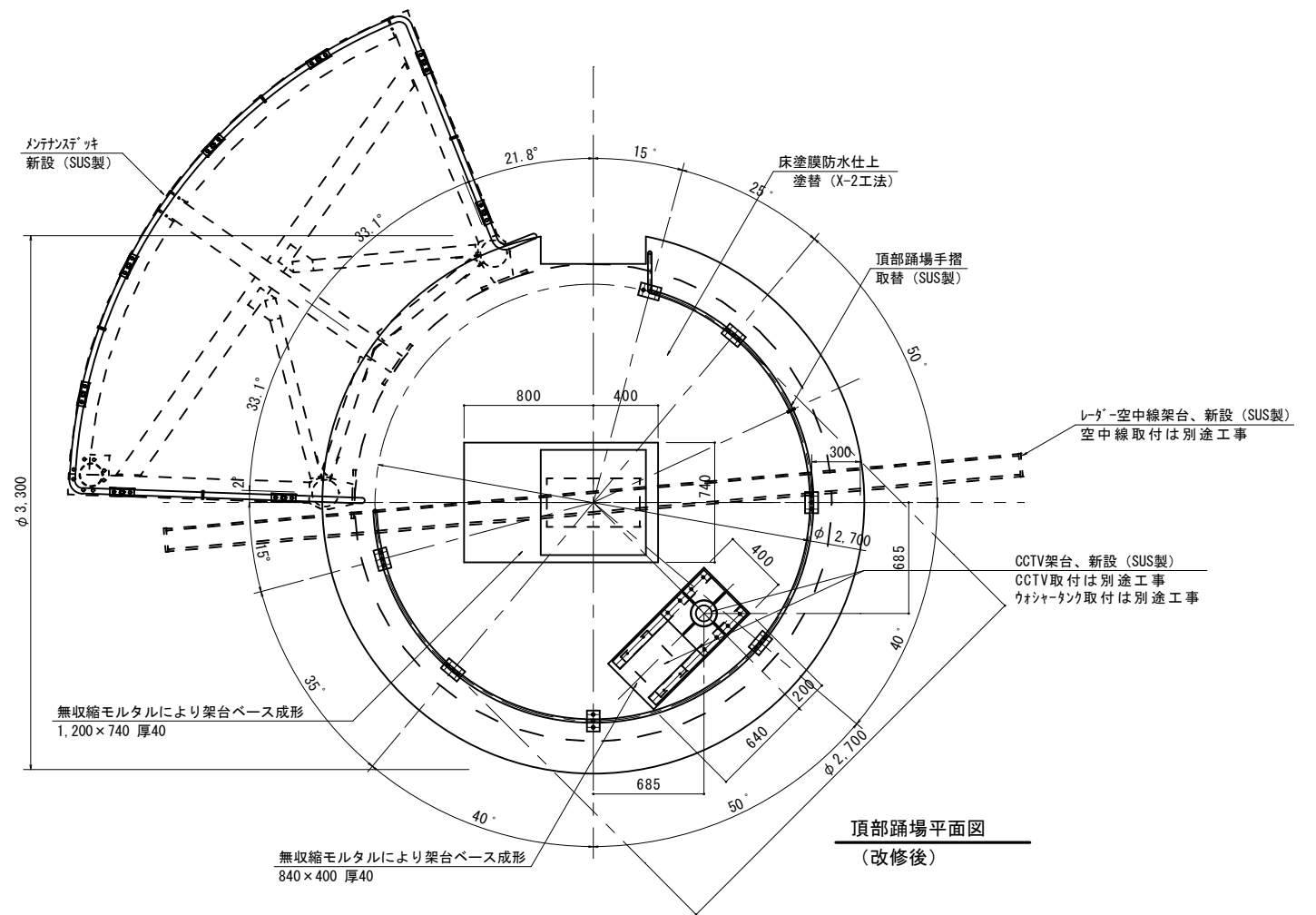


2階平面図 S:1/100

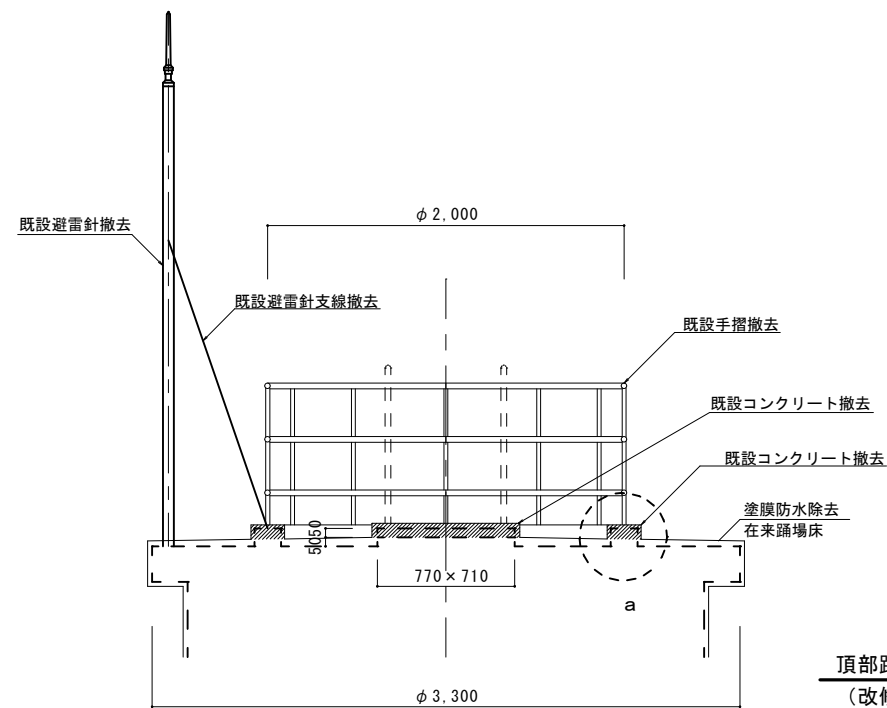
件 名		白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称		灯塔立面図、平面図				
縮 尺	図 示	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和 4 年 6 月	
				図面番号	2 / 14	
		第八管区海上保安本部 交通部整備課				



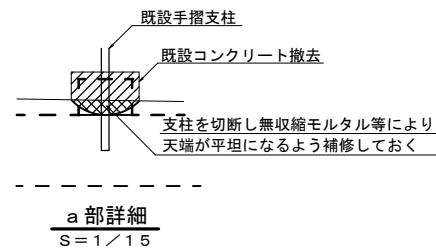
頂部踊場平面図
(改修前)



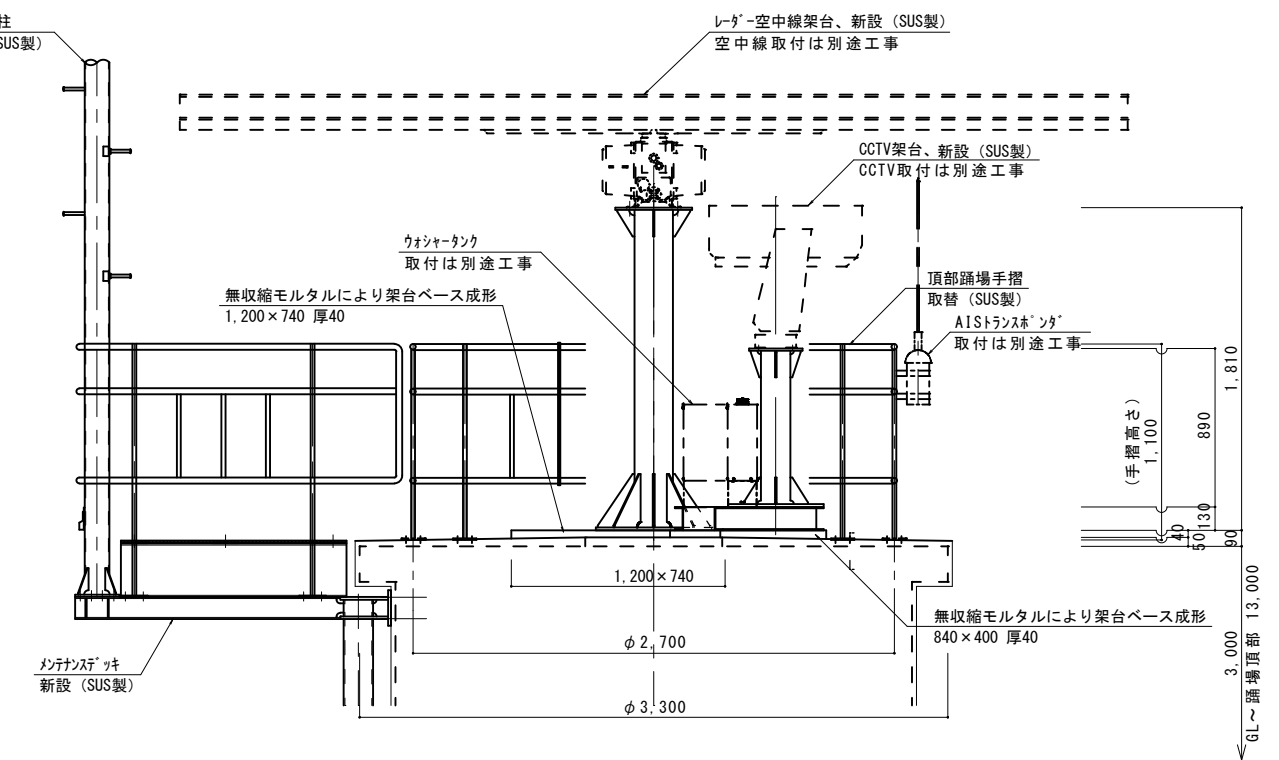
頂部踊場平面図
(改修後)



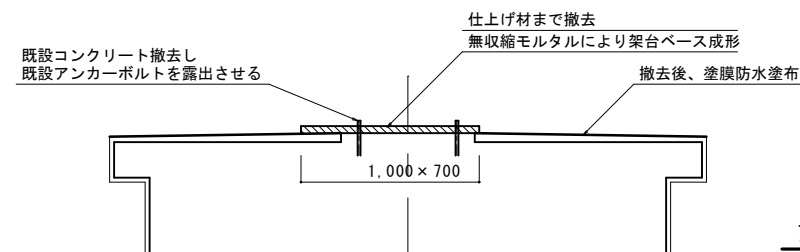
頂部踊場断面図
(改修前)



a 部詳細
S=1/15



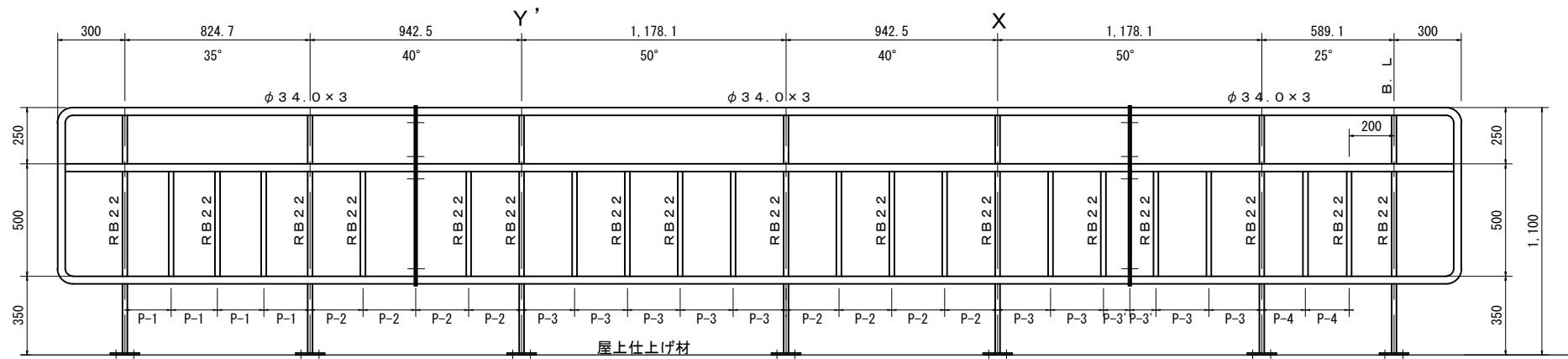
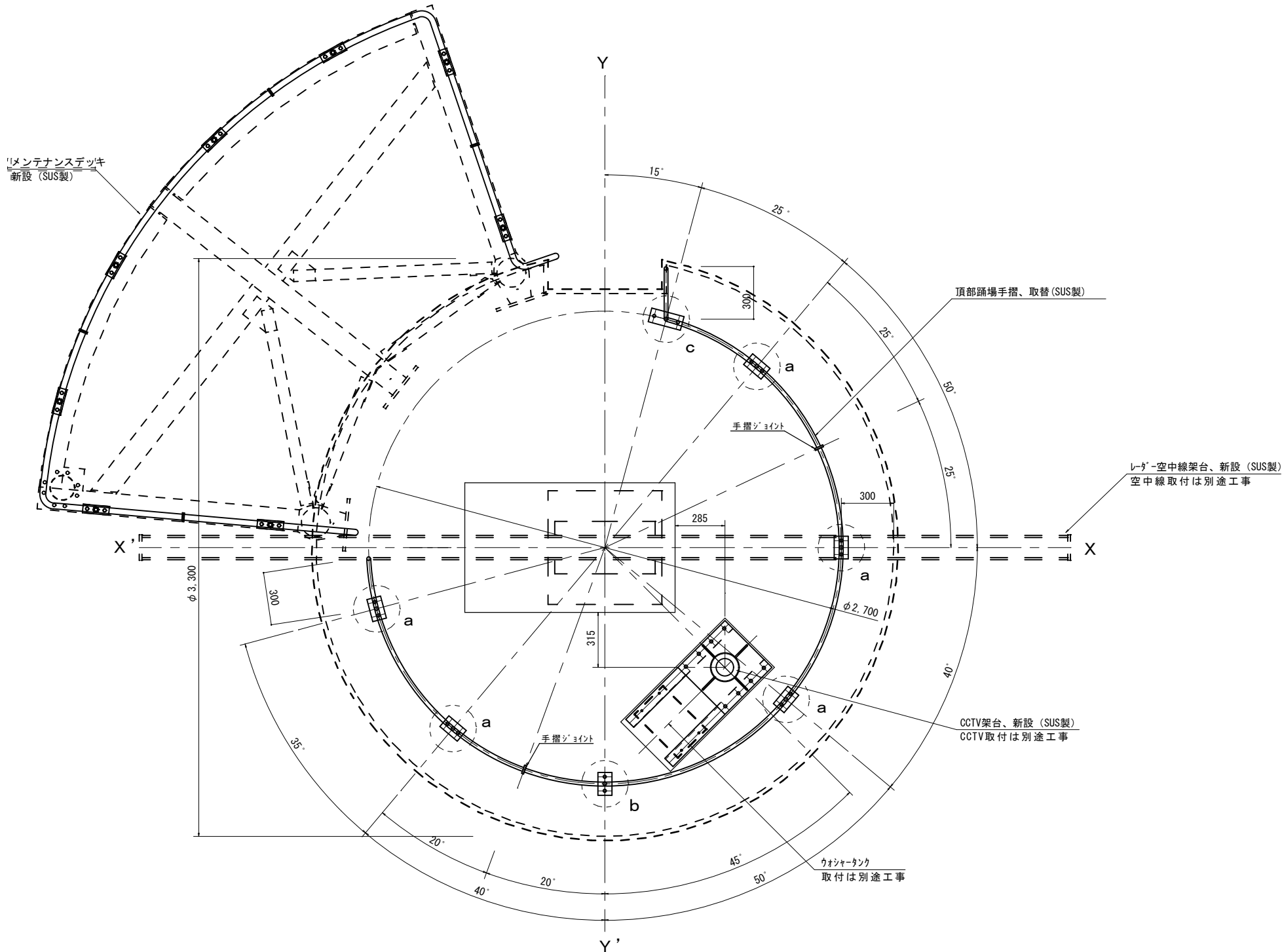
頂部踊場側面図
(改修後)



頂部踊場断面図
(改修後)

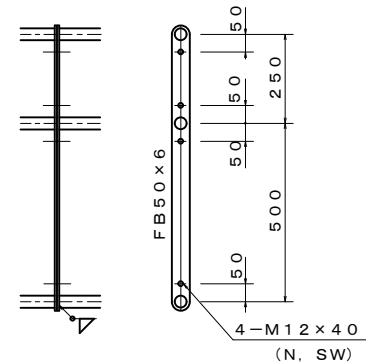
特記事項)
メンテナンスデッキと頂部踊場のレベルを一緒にすること。

件 名		白島埼灯台施設改良改修工事			
図面名称		頂部踊場平面、断面、側面図（改修前・改修後）			
縮 尺	1 / 3 0	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和 4 年 6 月
	1 / 1 5			図面 番号	3 / 1 4
 第八管区海上保安本部 交通部整備課					

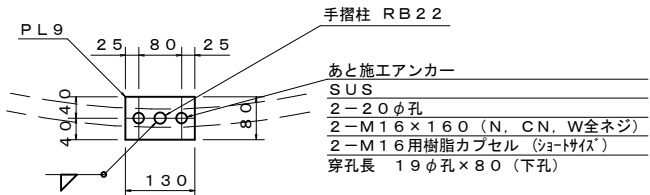


頂部踊場
手摺詳細図
S=1/20

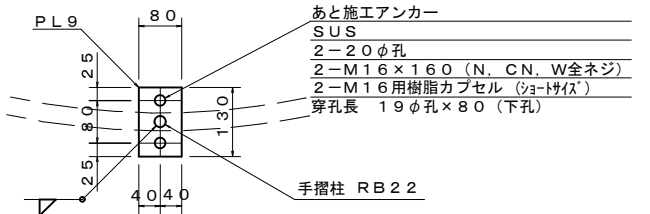
P-1 : 824.67/4= 206.1675
P-2 : 942.48/4= 235.62
P-3 : 1,178.10/5= 235.62 P-3' : 235.62/2= 117.81
P-4 : (589.05-200)/2= 194.525



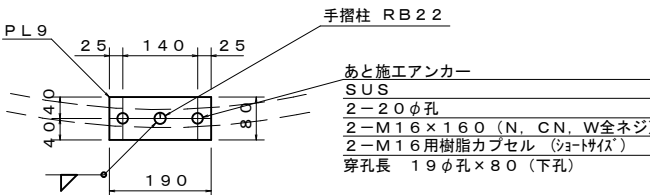
手摺JOINT詳細 ×2箇所
S=1/15



手摺柱ベース a 詳細 ×5箇所
S=1/10



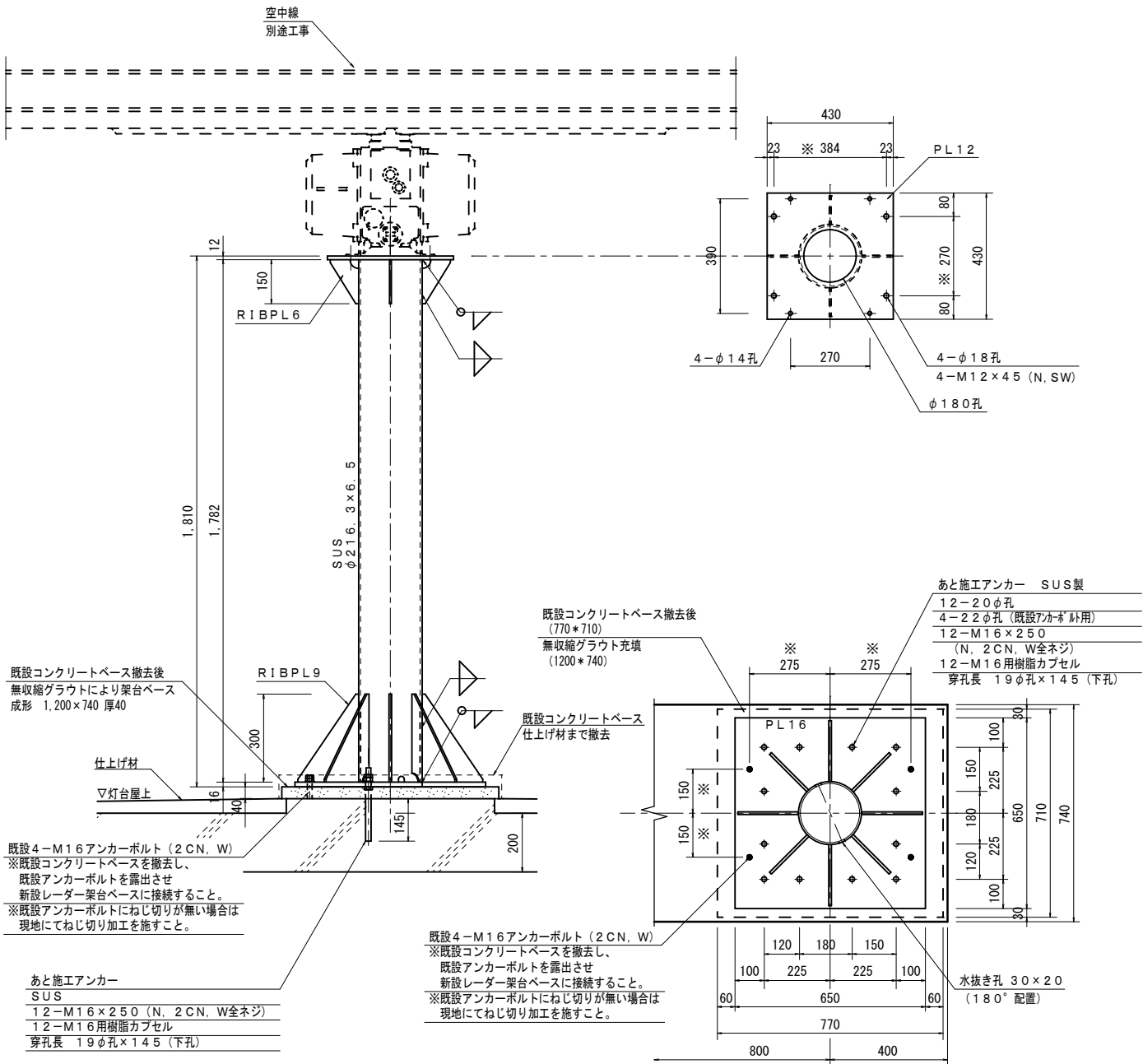
手摺柱ベース b 詳細 ×1箇所
S=1/10



手摺柱ベース c 詳細 ×1箇所
S=1/10

特記事項			
1) 材 質	鋼 材	SUS304	
	ボルト	SUS304	
2) 表面仕上げ	ステンレス手摺の表面仕上げは、No.2Bとする。		

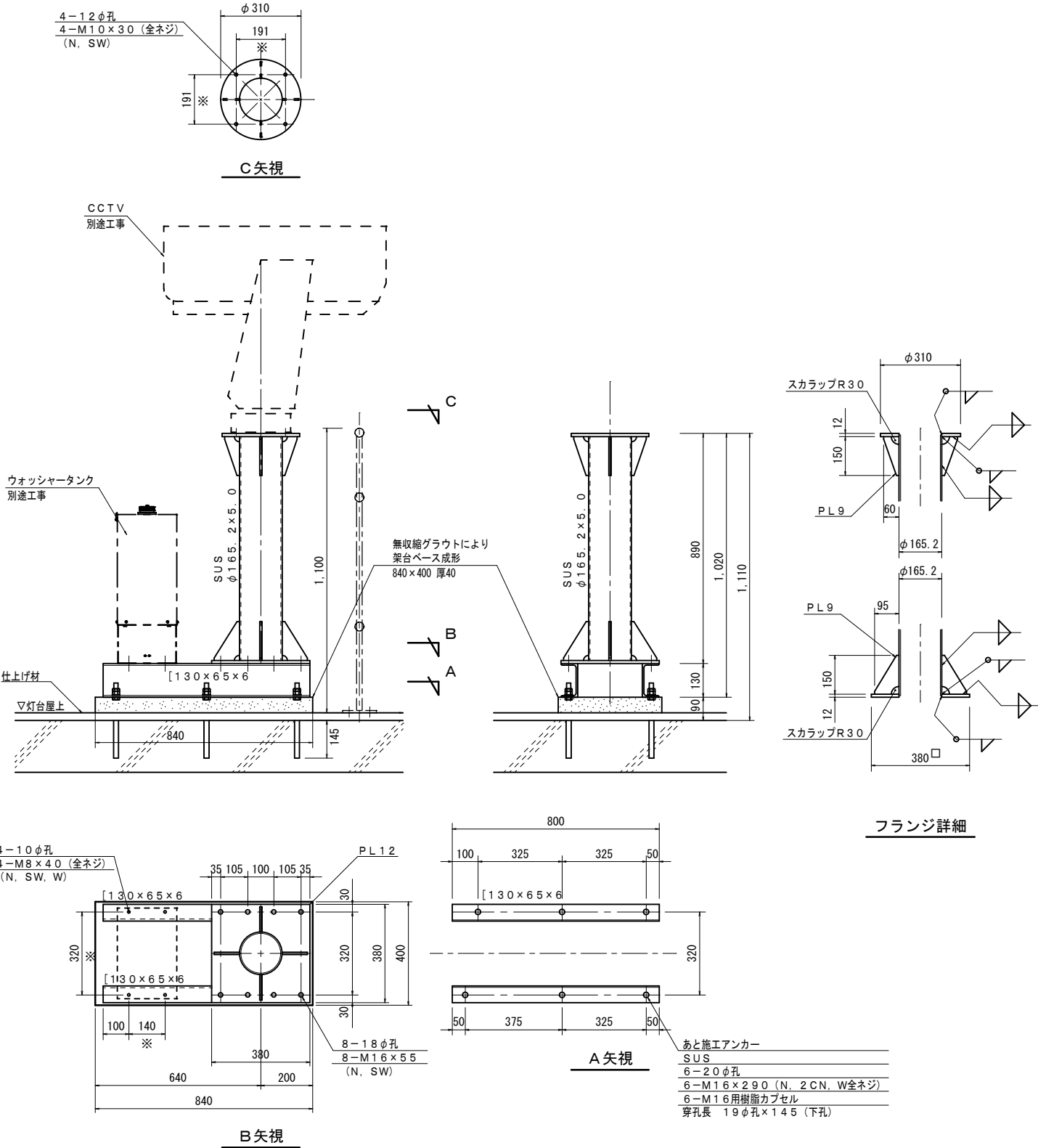
件 名	白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称	頂部踊場手摺詳細図				
縮 尺	図 示	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和 4 年 6 月
				図面番号	4 / 14
 第八管区海上保安本部 交通部整備課					



レーダー空中線架台詳細

S=1/15

※ 寸法は製作時確認すること。



カメラ架台詳細

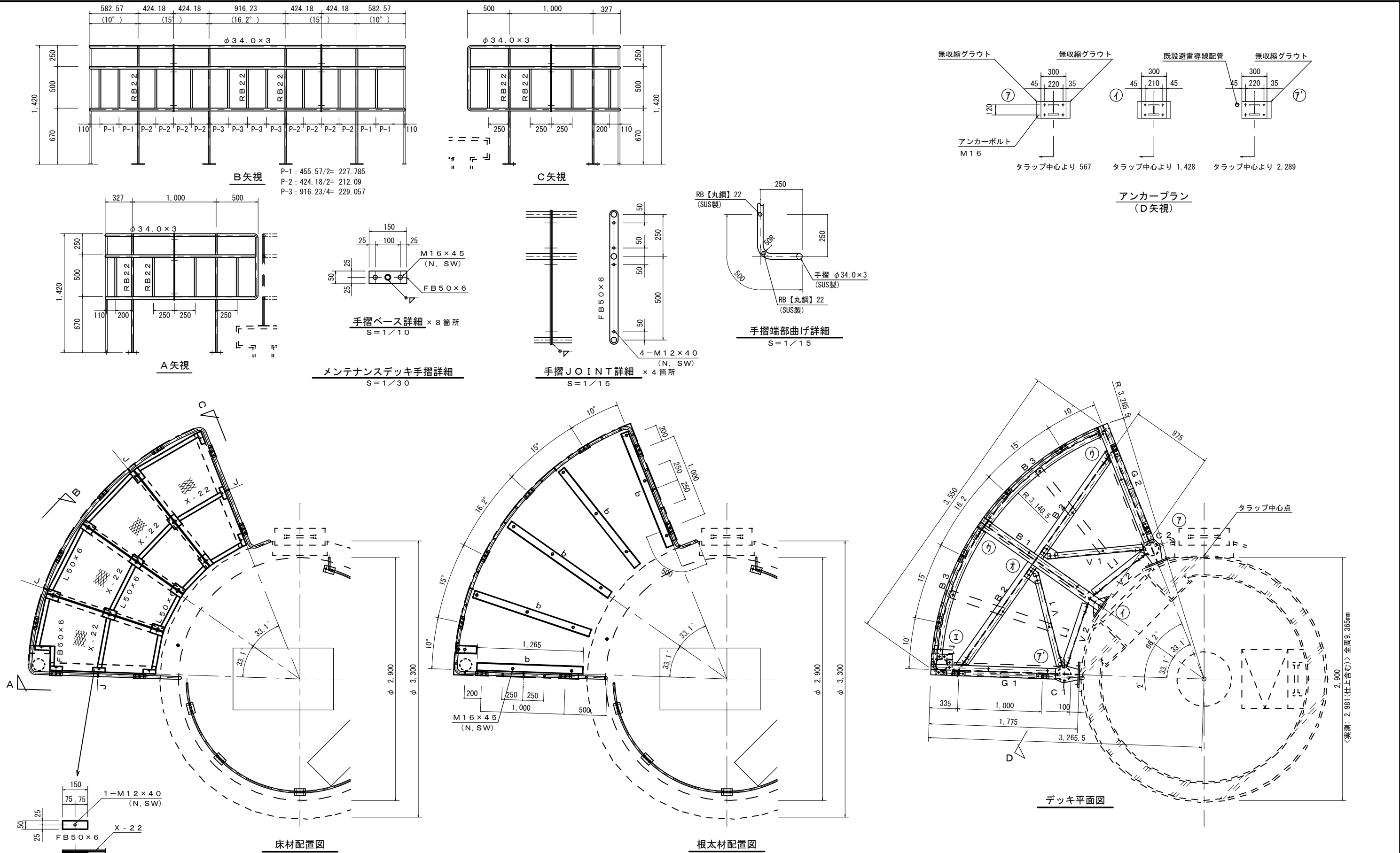
S=1/15

※ 寸法は製作時確認すること。

特記事項

- 材質 鋼材 SUS304
ボルト SUS304
- レーダー空中線、カメラ及びウオッシャータンク
の取付ボルトに係る寸法は、予め架台製作時に確認
しておく。
- レーダー取付架台、カメラ架台ともPL4.5t
(鋼製)の蓋を製作し、別途工事による機器設置まで
ボルト固定しておく。

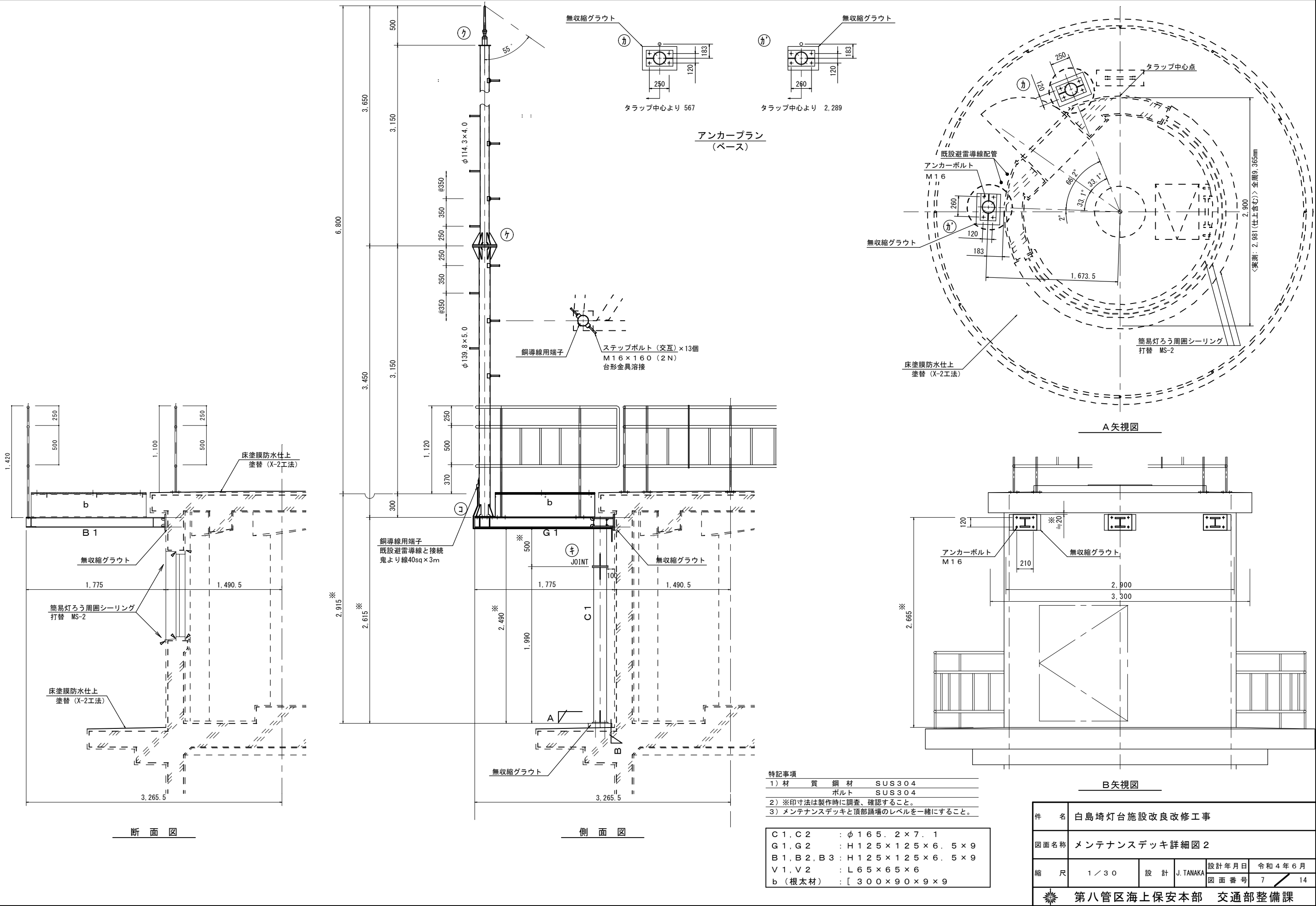
件 名	白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称	レーダー空中線架台、カメラ架台詳細				
縮 尺	図 示	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和4年6月
				図面番号	5 / 14
 第八管区海上保安本部 交通部整備課					



特記事項			
1) 材 質	鋼 材	SUS304	
	ボルト	SUS304	
2) 表面仕上	メンテナンスデッキ手摺の表面仕上は、No.2Bとする。		
3) ※印寸法	は製作時に調査、確認すること。		
4) メンテナンスデッキ	と頂部踊場のレベルを一緒にすること。		

C 1, C 2	: φ 1 6 5 . 2 × 7 . 1
G 1, G 2	: H 1 2 5 × 1 2 5 × 6 . 5 × 9
B 1, B 2, B 3	: H 1 2 5 × 1 2 5 × 6 . 5 × 9
V 1, V 2	: L 6 5 × 6 5 × 6
b (根太材)	: [3 0 0 × 9 0 × 9 × 9

件 名		白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称		メンテナンスデッキ詳細図 1				
縮 尺	1/10、1/15 1/30	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和 4 年 6 月	
	図面番号			6 / 14		
		第八管区海上保安本部 交通部整備課				



C 1, C 2	: $\phi 165 \cdot 2 \times 7 \cdot 1$
G 1, G 2	: $H 125 \times 125 \times 6 \cdot 5 \times 9$
B 1, B 2, B 3	: $H 125 \times 125 \times 6 \cdot 5 \times 9$
V 1, V 2	: $L 65 \times 65 \times 6$
b (根太材)	: $[300 \times 90 \times 9 \times 9$

1

一般事項						
1. 使用材料の品質等						
1. 鋼材	1) 等辺山形鋼		J I S	G	4 3 1 7	S U S 3 0 4 規格品
	2) 溝形鋼	[3 0 0 × 9 0 × 9	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
		[1 3 0 × 6 5 × 6	J I S	G	4 3 1 7	S U S 3 0 4 規格品
	3) H形鋼		J I S	G	4 3 1 7	S U S 3 0 4 規格品
	4) 鋼材および平鋼	P L − 1 6	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
		P L − 1 2	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
		P L − 9	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
		P L − 6	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
		P L − 5	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
		F B 5 0 × 6	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
5) 棒鋼		2 2 ϕ	J I S	G	4 3 0 4	S U S 3 0 4 規格品
6) 鋼管			J I S	G	3 4 5 9	S U S 3 0 4 規格品
2. ボルト、ナット及び座金						
J I S B 1 1 8 0, J I S B 1 1 8 1, J I S B 1 2 5 1 の規格に準ずるものとする。						
	1) 六角ボルト鋼材	M 1 6	S U S 3 0 4		規格品	
		M 1 2	S U S 3 0 4		規格品	
		M 1 0	S U S 3 0 4		規格品	
		M 8	S U S 3 0 4		規格品	

2

特記事項	
1) 材 質	鋼 管 S U S 3 0 4
	形 鋼 S U S 3 0 4
	鋼 板 S U S 3 0 4
	ボルト 普通ボルト S U S 3 0 4
	アンカーボルト S U S 3 0 4

4

溶 接

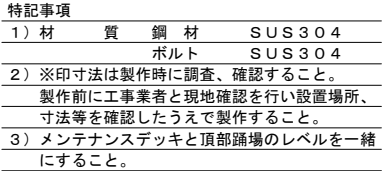
両面隅肉		手溶接		
片面隅肉		ガスシールドアーク溶接		
t	6	9	12	16
S	5	6	9	12

3

ボルト

ボルトピッチ				ゲージ			
ボルト	縁端距離		標準 ピッチ P		種 類	G	
	E 1	E 2					
M 1 6	3 5	2 2	5 5		H 1 2 5 × 1 2 5	2 5	
					[3 0 0 × 9 0	4 5	
M 1 2	3 0	1 5	4 5		[1 3 0 × 6 5	3 5	
					L 6 5 × 6 5	3 5	
略符号. N : ナット W : ワッシャー SW : スプリングワッシャー							

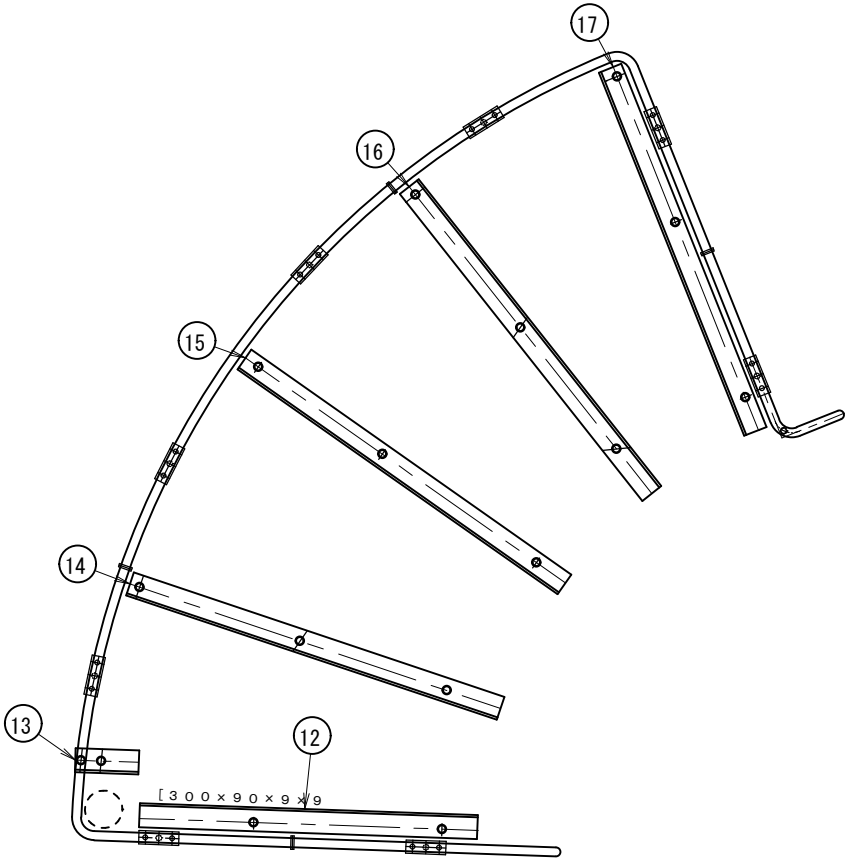
件 名	白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称	構造設計特記仕様書				
縮 尺	—	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和4年6月
				図面番号	9 / 14
 第八管区海上保安本部 交通部整備課					



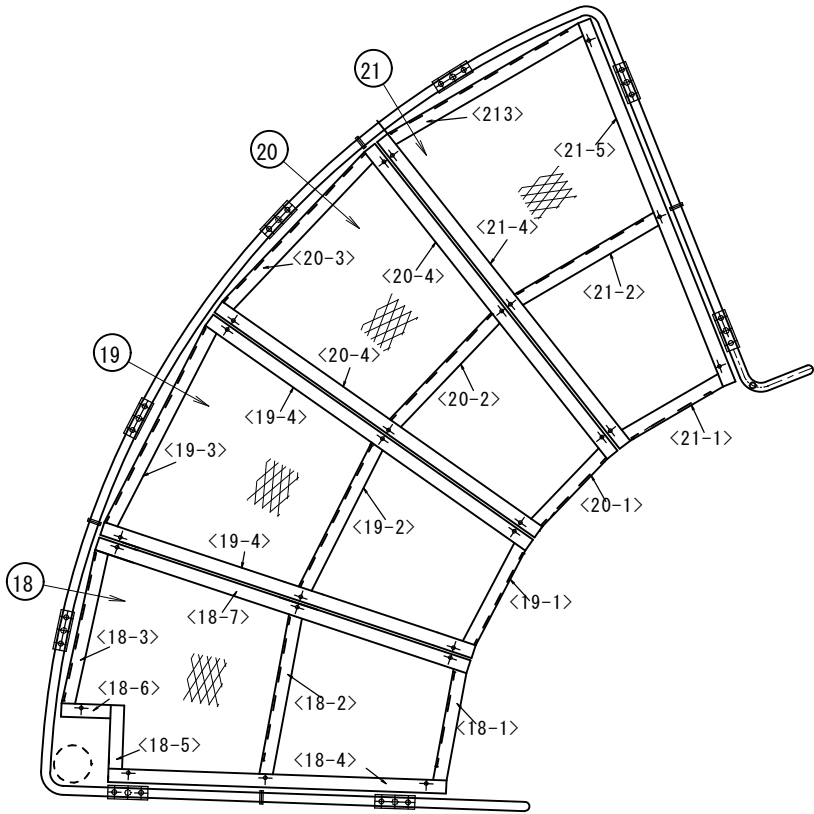
番号	部品詳細	数量	備考
3		1	SUS304 φ 165. 2 × 7. 1
4		1	
3 - 1		1	SUS304 φ 165. 2 × 7. 1
4 - 1		1	
3 - 2		1	SUS304 PL 16
4 - 2		1	
3 - 3		2	SUS304 PL 9
4 - 3		2	
3 - 4		2	SUS304 PL 16
4 - 4		2	
3 - 5		1	SUS304 PL 16
4 - 5		1	

番号	部品詳細	数量	備考
3-6		1	SUS304 PL9
4-6		1	
3-7		3	SUS304 FB25×9
4-7		3	
3-8		4	SUS304 FB25×9
4-8		4	
3-9	3-9 4-9 	2	SUS304 PL6
4-9		2	
3-10		1	SUS304 H125×125× 6.5×9
4-10		1	SUS304 H125×125× 6.5×9

件 名	白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称	メンテナンスデッキ部材詳細図 2-5				
縮 尺	1 / 2 0	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和 4 年 6 月
				図面番号	11 / 14
 第八管区海上保安本部 交通部整備課					



⑫～⑰ 組立図



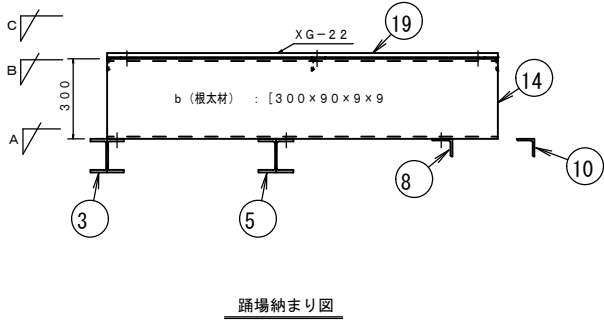
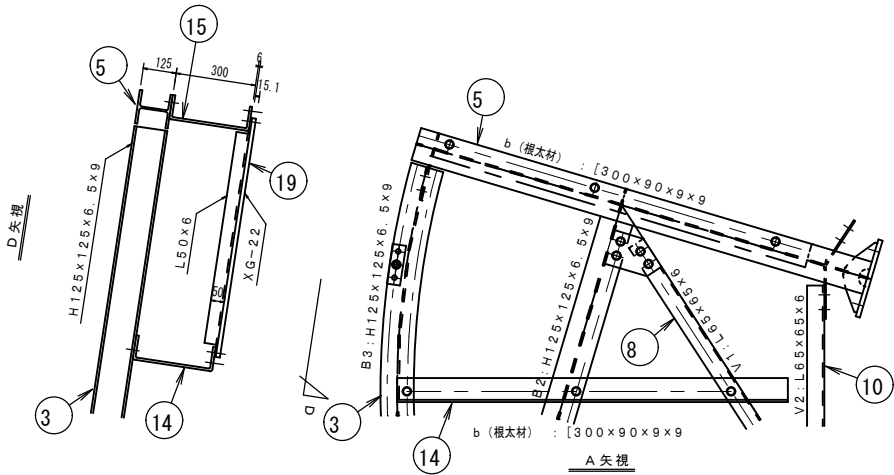
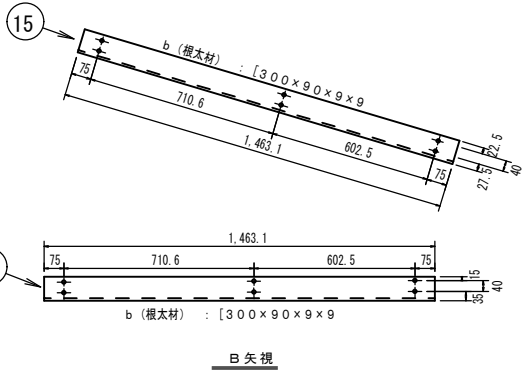
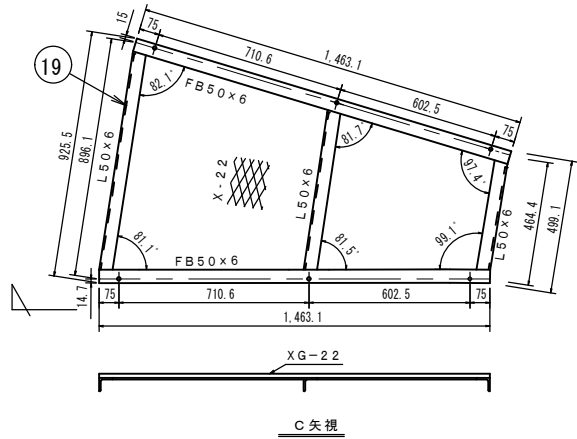
⑱～㉑ 組立図

メンテナンスデッキ部材一覧

番号	部品詳細	数量	備考	番号	部品詳細	数量	備考
12		1	SUS304 [300×90×9×9]	18		1	SUS304 XG22
13		1	SUS304 [300×90×9×9]	18-1		1	SUS304 L50×6
14		1	SUS304 [300×90×9×9]	18-2		1	SUS304 L50×6
15		1	SUS304 [300×90×9×9]	18-3		1	SUS304 L50×6
16		1	SUS304 [300×90×9×9]	18-4		1	SUS304 FB50×6
17		1	SUS304 [300×90×9×9]	18-5		1	SUS304 FB50×6
				18-6		1	SUS304 FB50×6
				18-7		1	SUS304 FB50×6
				19		1	SUS304 XG22
				19-1		1	SUS304 L50×6
				19-2		1	SUS304 L50×6
				19-3		1	SUS304 L50×6
				19-4		2	SUS304 FB50×6

特記事項
1) 材質 鋼材 SUS304
ボルト SUS304
2) ※印寸法は製作時に調査、確認すること。
製作前に工事業者と現地確認を行い設置場所、
寸法等を確認したうえで製作すること。
3) メンテナンスデッキと頂部踊場のレベルを一掃
にすること。

件名	白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称	メンテナンスデッキ部材詳細図 4-5				
縮尺	1/20	設計	J. TANAKA	設計年月日	令和4年6月
				図面番号	13/14
第八管区海上保安本部 交通部整備課					



踊場納まり図

メンテナンスデッキ部材一覧

番号	部品詳細	数量	備考
2 0		1	SUS304 XG22
2 0-1		1	SUS304 L50 x 6
2 0-2		1	SUS304 L50 x 6
2 0-3		1	SUS304 L50 x 6
2 0-4		2	SUS304 FB50 x 6
2 1		1	SUS304 XG22
2 1-1		1	SUS304 L50 x 6
2 1-2		1	SUS304 L50 x 6
2 1-3		1	SUS304 L50 x 6
2 1-4		1	SUS304 FB50 x 6
2 1-5		1	SUS304 FB50 x 6

特記事項

- 1) 材 質 鋼 材 SUS304
ボルト SUS304
- 2) ※印寸法は製作時に調査、確認すること。
製作前に工事業者と現地確認を行い設置場所、
寸法等を確認したうえで製作すること。
- 3) メンテナンスデッキと頂部踊場のレベルを一緒
にすること。

件 名	白島埼灯台施設改良改修工事				
図面名称	メンテナンスデッキ部材詳細図 5-5				
縮 尺	1 / 20	設 計	J. TANAKA	設計年月日	令和 4 年 6 月
				図 面 番 号	14 / 14
第八管区海上保安本部 交通部整備課					